

◆申込方法

4月17日(月)午前9時から以下の問合せ先へ電話による申込

◆問合せ先

青森地方裁判所事務局総務課庶務係

☎ 017-722-5421

FAX 017-723-7183

※相談の際の通話料は自己負担

令和5年度協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部は、主に県内の中小企業にお勤めの従業員とその家族が加入する健康保険です。

令和5年度における青森支部の健康保険料率及び全国共通の介護保険料率は、以下のとおりです。

●健康保険料率

9.79%(現行 10.03%)

●介護保険料率

1.82%(現行 1.64%)

各都道府県の健康保険料率は、主に地域の医療費水準に基づき算出されますが、青森支部は全国に比べ、医療費の伸びが小さかったことから健康保険料率は、4年ぶりの引き下げとなりました。加入者及び事業主の皆さまのご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

◆問合せ先

全国健康保険協会青森支部
(青森市長島2-25-3)

☎ 017-721-2713

HP

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度

令和5年4月27日から、相続土地国庫帰属制度が全国の法務局で始まります！詳しくは法務省HPをご覧ください。青森地方法務局登記部門へお問合せください。

◆問合せ先 青森地方法務局登記部門

☎ 017-776-6231(代表)

(自動音声案内 番号2番)

『看護のお仕事移動相談』を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

◆開催日

4月12日、5月10日、6月14日、7月12日、8月9日、9月13日

※すべて水曜日の開催

◆場所 ハローワークむつ

◆時間 13:00~16:00まで

※青森県ナースセンター(青森

自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税等のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税種別割減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

詳細については、下北地域県民局県税部までお問い合わせください。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部 納税管理税課

☎ 22-8581(内線210、211)

「人権相談所」を開設しています

日常生活での悩みごとや人権に関する相談を受けます。

◆時間 9:00~17:00

(土・日・祝日を除く 月・水・金は人権擁護委員が対応)

◆場所

青森地方法務局むつ支局人権相談室(下北合同庁舎2階)

※電話相談は「0570-003-110」へ

◆問合せ先

青森地方法務局むつ支局

☎ 0175-23-3202

(音声案内3番)

FAX 0175-23-3832

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

◆受付時間

月~金(祝日・年末年始を除く)
8:30~12:00、13:00~16:30

◆相談専用電話

☎ 017-774-6488

◆問合せ先

東北財務局青森財務事務所 理財課

☎ 017-722-1463

「裁判所見学ツアー」参加者募集

◆日時

5月11日(木)

●午前部

10:15~12:00まで(受付10:00)

●午後部

13:30~15:15まで(受付13:15)

◆場所

青森地方・家庭裁判所

(青森市長島1丁目3番地26号)

◆内容

法廷、調停室などの庁舎見学、DVD上映など

◆対象

一般の方 24人

(午前、午後各12人)(先着順、参加無料)

お知らせ

募

集

イベント情報



お知らせ

上水道基本料金の免除の終了について【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、原油価格や物価の高騰による経済的負担を軽減するために令和4年9月分から実施していた上水道基本料金の免除は令和5年3月検針分をもちまして終了となりました。

免除終了後の令和5年4月分以降は、現行の上水道基本料金を適用いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆問合せ先

東通村上下 水道課

☎ 0175-33-2352(直通)

(内線:451、452、453)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

◆振込口座の変更提出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ずお住まいの市町村へ届出してください。

※届出がないと、振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

◆パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまの日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の送付時に同封しています。どうぞお役立てください。

◆問合せ先

東通村税務課国民健康保険G

☎ 0175-33-2134(直通)

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

自動車税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車(営業用の自動車を除きます。)を利用している場合で、その障害の程度や自